

徳島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	社会福祉法人勝寿会	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
アースサポート株式会社	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三一	東京都渋谷区本町一丁目四一四	アースサポート 徳島	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三一	通所介護	令和五年三月三十一日
				徳島市徳島町城内六八	訪問介護 介護予防訪問介護	同 四月三十日